

固定式刺し網漁業

番号	制限措置(規則第11条関係)							申請期間
	漁業種類	許可等をすべき漁業者の数	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	
9-3-6	いぼだい建網漁業	定めなし	定めなし	定めなし	次のイ、ロ、ハ、ニ及びビの各点を順次に結んだ線によって囲まれた海域 イ 大分市1号埋立地北東端角から美濃崎見通し線上2,000メートルの点 ロ 大分港中防波堤西端から美濃崎見通し線上2,000メートルの点 ハ 大分港中防波堤東端から北緯33度19.9分・東経131度46.8950分(旧別府湾第2号灯浮標)の点見通し線上2,500メートルの点 ニ 北緯33度19.9分・東経131度46.8950分(旧別府湾第2号灯浮標)の点	11月1日から 12月31日まで	杵築市(山香町及び大田を除く。)、速見郡日出町、別府市又は大分市(旧大分郡野津原町及び旧北海道部佐賀関町の区域を除く。)に住所を有する者	周年

備考

- 1 制限措置の各欄の「定めなし」とは、当該許可漁業に関する制限を設けない場合をいう。
- 2 申請期間の欄の「周年」とは、公示の日から4に定める許可の有効期間中に随時申請を受け付ける場合をいう。
- 3 この告示に係る許可又は起業の認可には、必要な条件を付けるものとする。
- 4 この告示に係る許可の有効期間は、令和5年11月1日から令和9年8月31日までとする。